

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年3月24日提出
【発行者名】	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石井 孝典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
【事務連絡者氏名】	清水 達也
【電話番号】	03-5510-8550
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	M F S 日本株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額（1兆円を上限とします）
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本ファンド（MFS日本株ファンド）の投資信託契約を解約、信託を終了し繰上償還することとなりましたので、平成22年7月23日付にて関東財務局長宛に提出した有価証券届出書（平成23年1月25日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載内容の訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

下線部__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

継続募集に係る申込期間

平成22年7月24日から平成23年7月22日まで

継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

なお、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。資産別及び地域別の投資状況は、以下のとおりです。

<訂正後>

継続募集に係る申込期間

平成22年7月24日から平成23年4月20日までとし、平成23年4月21日に信託を終了します。

なお、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。資産別及び地域別の投資状況は、以下のとおりです。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

1) 申込手続

- (a) 継続募集に係る申込期間は、平成22年7月24日から平成23年7月22日までとします。なお、継続募集に係る申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。継続募集期間は、営業時間内においていつでも、取得申込日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。但し、申込みの受付は、募集期間中の委託会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

<訂正後>

1) 申込手続

- (a) 継続募集に係る申込期間は、平成22年7月24日から平成23年4月20日までとし、平成23年4月21日に信託を終了します。継続募集期間は、営業時間内においていつでも、取得申込日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。但し、申込みの受付は、募集期間中の委託会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

2) 一部解約請求

- (a) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（別に定める契約に係る受益権については1口単位）又は販売会社が別途定める一部解約単位をもって一部解約の申込みをすることができます（信託約款第49条第1項）。一部解約の請求の受付は、委託会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

<訂正後>

2) 一部解約請求

- (a) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（別に定める契約に係る受益権については1口単位）又は販売会社が別途定める一部解約単位をもって一部解約の申込みをすることができます（信託約款第49条第1項）。一部解約の請求の受付は、委託会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。

（注）当ファンドは、平成23年4月20日をもって一部解約の請求の受付を停止し、平成23年4月21日に信託を終了します。

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、平成12年4月26日から開始し、原則として期限はありません（信託約款第3条）。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、平成12年4月26日から開始し、平成23年4月21日までとします。